

学校いじめ防止基本方針

泉佐野市立佐野台小学校

平成26年1月31日 策定

平成30年3月31日 一部改訂

令和2年1月15日 第2版策定

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自らの生き方を創る子どもをめざして—『一人ひとりの個性を生かす教育の推進—』」を教育目標としており、そのために人権教育・生徒指導に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしくからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

指導部会（場合によっては、いじめ対策委員会・不登校対策委員会）

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導担当、各学年担任、養護教諭を含む全教職員

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、（新池中学校生徒指導担当）

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見、いじめ事案への対処
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ 緊急会議の開催及び情報共有・事案対応の検討

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

泉佐野市立佐野台小学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 児童状況の集約 保幼小引き継ぎ 遠足 情報モラル (chromebook の使い方)	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 児童状況の集約 前担任との引き継ぎ 遠足 情報モラル (chromebook の使い方)	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 児童状況の集約 前担任との引き継ぎ 遠足 情報モラル (chromebook の使い方)	第1回 指導部会（年間計画、 問題行動調査結果を共有） 入学式・始業式・PTA 総会で「学校いじめ 防止基本方針」の趣旨説明 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	学級活動（ともだちについて） たてわり活動	学級活動（ともだちについて） たてわり活動	学級活動（ともだちについて） たてわり活動	第2回 指導部会
6月	生活アンケート実施	生活アンケート実施	生活アンケート実施	第3回 指導部会 夜店の巡回
7月	「学校生活調査」実施 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 情報モラル(SNS 指導)	「学校生活調査」実施 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 情報モラル(SNS 指導)	「学校生活調査」実施 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 情報モラル(SNS 指導)	第4回 指導部会 1学期いじめ状況調査 1学期個人面談
8月	平和登校日	平和登校日	平和登校日	新池中校区合同全体研修の 実施
9月	学級活動（ともだちについて）	学級活動（ともだちについて）	学級活動（ともだちについて）	第5回 指導部会
10月	運動会・遠足・たてわり活動	運動会・遠足・たてわり活動	運動会・遠足・たてわり活動	第6回 指導部会
11月	生活アンケート実施 学校教育自己診断アンケート 情報モラル(スマホ教室)	生活アンケート実施 学校教育自己診断アンケート 情報モラル(スマホ教室)	生活アンケート実施 学校教育自己診断アンケート 情報モラル(スマホ教室)	第7回 指導部会 人権講演会の実施 学校教育自己診断アンケート
12月	「学校生活調査」実施 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	「学校生活調査」実施 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	「学校生活調査」実施 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	第8回 指導部会 2学期いじめ状況調査 2学期個人面談
1月	学級活動（ともだちについて）	学級活動（ともだちについて）	学級活動（ともだちについて）	第9回 指導部会
2月	生活アンケート実施	生活アンケート実施	生活アンケート実施	第10回 指導部会
3月	「学校生活調査」実施 情報モラル(道徳)	「学校生活調査」実施 情報モラル(道徳)	「学校生活調査」実施 情報モラル(道徳)	第11回 指導部会 3学期いじめ状況調査 3学期個人面談

泉佐野市立佐野台小学校 いじめ防止年間計画				
	4年	5年	6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 児童状況の集約 前担任との引き継ぎ 遠足 (chromebook の使い方)	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 児童状況の集約 前担任との引き継ぎ 遠足 (chromebook の使い方)	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 児童状況の集約 前担任との引き継ぎ 遠足 (chromebook の使い方)	第1回 指導部会(年間計画、 問題行動調査結果を共有) 入学式・始業式・PTA 総会で「学校いじ め防止基本方針」の趣旨説明 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	学級活動(ともだちについて) たてわり活動	学級活動(ともだちについて) たてわり活動	学級活動(ともだちについて) たてわり活動	第2回 指導部会
6月	生活アンケート実施	生活アンケート実施	生活アンケート実施	第3回 指導部会 夜店の巡回
7月	「学校生活調査」実施 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 情報モラル(SNS 指導)	「学校生活調査」実施 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 情報モラル(SNS 指導) 非行防止教室	「学校生活調査」実施 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) 情報モラル(SNS 指導) 非行防止教室	第4回 指導部会 1 学期いじめ状況調査 1 学期個人面談
8月	平和登校日	平和登校日 日体大スポーツ研修	平和登校日	新池中校区合同全体研修の 実施
9月	学級活動(ともだちについて)	学級活動(ともだちについて) 林間学校	学級活動(ともだちについて)	第5回 指導部会
10月	運動会・遠足・たてわり活動	運動会・遠足・たてわり活動	運動会・遠足・たてわり活動	第6回 指導部会
11月	生活アンケート実施 学校教育自己診断アンケート 情報モラル(スマホ教室)	生活アンケート実施 学校教育自己診断アンケート 情報モラル(スマホ教室)	生活アンケート実施 学校教育自己診断アンケート 情報モラル(スマホ教室) 修学旅行	第7回 指導部会 人権講演会の実施 学校教育自己診断アンケート
12月	「学校生活調査」実施 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	「学校生活調査」実施 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	「学校生活調査」実施 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	第8回 指導部会 2 学期いじめ状況調査 2 学期個人面談
1月	学級活動(ともだちについて)	学級活動(ともだちについて)	学級活動(ともだちについて)	第9回 指導部会
2月	生活アンケート実施	生活アンケート実施	生活アンケート実施	第10回 指導部会
3月	「学校生活調査」実施 情報モラル(道徳)	「学校生活調査」実施 情報モラル(道徳)	「学校生活調査」実施 情報モラル(道徳)	第11回 指導部会 3 学期いじめ状況調査 3 学期個人面談

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

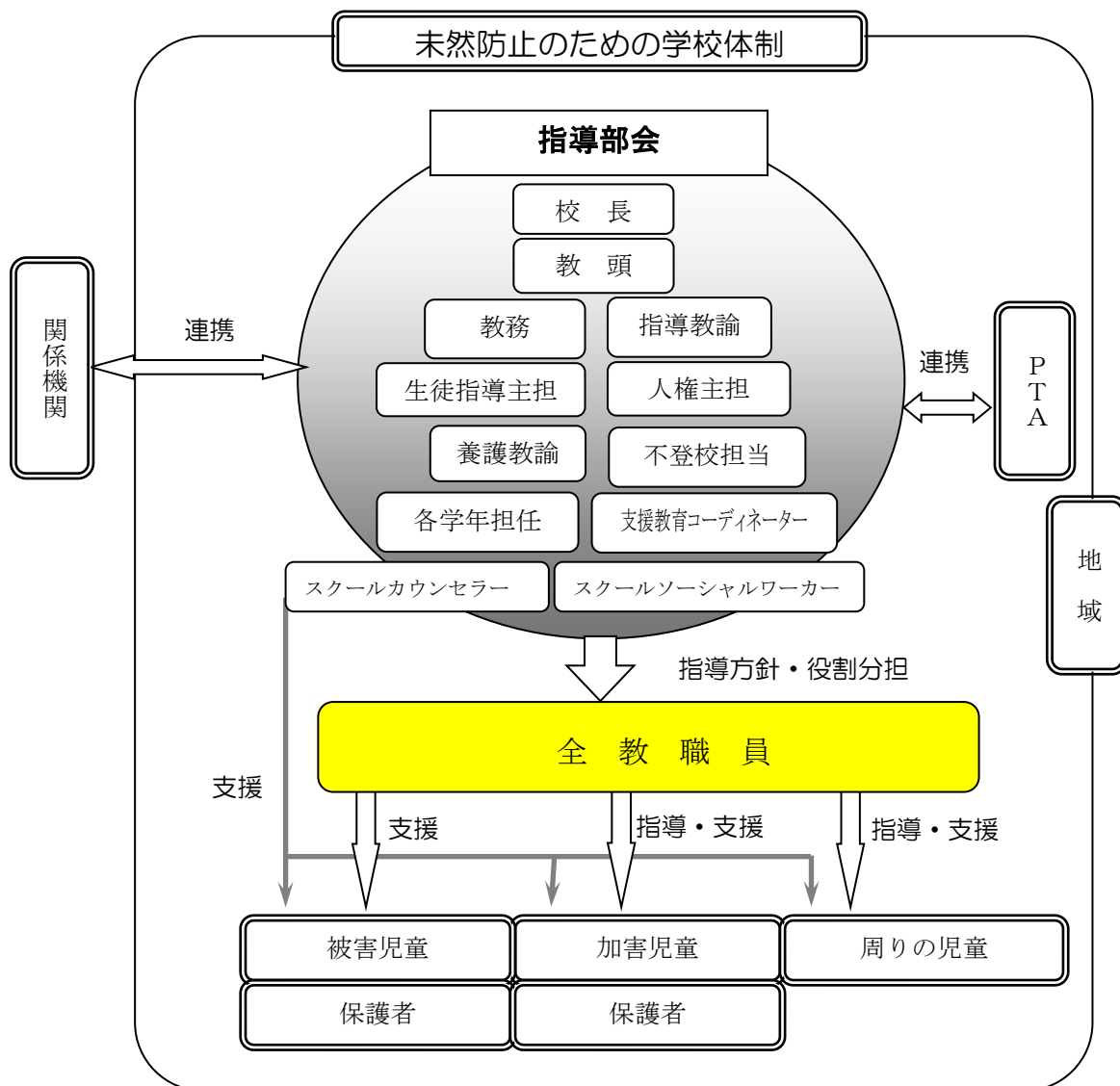
指導部会は、年11回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼のある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素から指導部会を中心にして、教職員間でのいじめについての共通理解を図る。

教職員に対しては、「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢で指導を行う認識を持たせる。また、児童に対しては、普段より「いじめは絶対に許されないもの」との認識を持たせるために学級指導を行う。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、教科指導、学級指導、生活指導のあらゆる面において方策を練る。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、「いじめは許されないもの」という認識を全教職員が共有することが求められる。
- また、分かりやすい授業づくりを進めるために、授業の研鑽に努めることが必要である。これは、児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるためにも同じことが言える。
- さらに、ストレスに適切に対処できる力を育むための対処の方法を指導する。
- いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、人権研修を実施し教職員の人権感覚を高める。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、道德の時間の充実に努める。また、縦割り活動や委員会等の自主活動を積極的に教育活動に取り入れることで、集団づくりに取り組む。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組めるよう、学級での指導を進める。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠蔽性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは毎学期実施する（学校生活調査）。
- 定期的な教育相談としては、学級担任が行う。日常の観察としては、学級担任を中心として、養護教諭やその他全職員で行う。気づいた情報の共有・情報に基づいた速やかな対応を行う。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、PTA 総会では「学校いじめ防止基本方針」について説明する。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、相談機関窓口の周知を行う。
- (4) 学校だより（佐野台小通信）等により、相談体制を広く周知する。
- 指導部会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、細心の注意を払う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は一人で抱え込まず、いじめの防止等の対策のための組織（指導部会）に速やかに報告をし、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめを受けた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめを行った児童の別室指導や出席停止などにより、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するなどのことも視野に入れ、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、指導部会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめを行った児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携する。

運動会や校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、指導部会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、各教科・領域において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 いじめの「解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合も、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。教職員は、相当の期間経過するまでは、被害・加害児童の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第6章 重大事態への対処

全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起こっている。

こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないことがないよう対策を講じることが必要である。

そのため、市教育委員会、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要がある。

【重大事態の意味】

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

(例) いじめを受けた児童が

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、日数だけでなく、子どもたちの家庭での状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

【重大事態の報告と対応】

○重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教委に報告し、市教委は、速やかに市長に事態発生について報告を行う。

【調査の主体と組織】

○市教委は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

①学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校いじめ防止委員会」が調査を行う。市教委は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

②市教委が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、市教委が調査を行う。

その場合には、「泉佐野市いじめ防止対策審議会」が調査にあたる。

【調査結果の報告及び提供】

○調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、市教委を通じて市長に報告する。また、市教委が主体となった場合も、市教委が市長に報告する。

学校又は市教委は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

『いじめ重大事態 対処方針』は以下の URL をクリックし、『泉佐野市いじめ防止基本方針』を参照してください。

URL

<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyoiku/gakkokyoiku/menu/ijimetorikumi/1489653775314.html>

・『生徒指導報告書（いじめ用）【様式1】・【様式2】』

URL

<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyoiku/gakkokyoiku/menu/ijimetorikumi/1578477833573.html>